

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度				・ ・		法人名			
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25の計)	1	円	特定公益増進法人等に対する寄附金額の損金算入限度額の特則に損算	寄附金支出前連結所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) $\times$ $\frac{6.25}{100}$		14	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (26の計)	2			連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (11) $\times$ $\frac{3.75}{1,000}$		15	
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3			特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14) + (15) $\times$ $\frac{1}{2}$		16	
		計 (1) + (2) + (3)	4			特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2) と (14) 又は (16) のうち少ない金額		17	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)		18	
		計 (4) + (5)	6						
	連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「34の①」)	7	円	損 金 不 算 入 額	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額		19		
	寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8			(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)		20		
	同 上 の $\frac{2.5}{100}$ 又 は $\frac{1.25}{100}$ 相 当 額	9			同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - (9) 又は (13) - (17) - (18)		21		
	連結親法人の期末の連結個別資本金等の額 (別表五の二(一)付表「30の④」) (マイナスの場合は0)	10			国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 (19)		22		
	同 上 の 月 数 換 算 額 (10) $\times$ $\frac{1}{12}$	11			完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)		23		
	同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	12			計 (21) + (22) + (23)		24		
	一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (9) + (12) $\times$ $\frac{1}{4}$	13							
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細									
寄 附 し た 日		寄 附 先		告 示 番 号		寄 附 金 の 使 途		寄 附 金 額 25	
								円	
計									
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細									
寄附した日又は支出した日		寄 附 先 又 は 受 託 者		所 在 地		寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称		寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額 26	
								円	
計									
その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細									
支 出 し た 日		受 託 者		所 在 地		特定公益信託の名称		支 出 金 額	
								円	
個 別 帰 属 額 の 計 算									
連 結 法 人 名									
当 該 連 結 法 人 が 支 出 し た 寄 附 金	指 定 寄 附 金 等 の 金 額	27	円		(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額		34	円	
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28			(17) $\times$ $\frac{(28)}{(2)}$				
	そ の 他 の 寄 附 金 額	29			損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額		35		
	計 (27) + (28) + (29)	30			(21) $\times$ $\frac{(32) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$				
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額	31			個 別 帰 属 額 (31) + (33) + (35)		36		
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) - (31)	32							
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33							

別表十四の二 平二六・四・一以後終了連結事業年度分